

第3回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日(月) 午後1時30分から午後2時30分 まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長(議長)	9番	足立恵一
農業委員	1番	河岡誠
	2番	梶谷重幸
	3番	井次浅美
	4番	足立晋哉
	5番	佐々木隆
	6番	阿部和夫
	7番	橋本正之
	8番	足立恵子

最適化推進委員	9番	古徳哲郎
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良	収
主幹	西	洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第8号	令和7年春季農作業労賃標準額(案)について
議案第9号	農地法第3条の規定による許可申請書について
議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請書について
議案第11号	非農地判断について

- 議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第 13 号 地域計画の目標地図について
報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書
報告第 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 10 号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について
報告第 11 号 認定電気通信事業者の行う無線基地局の設置に伴う事業計画の提出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 7 年第 3 回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日は全員出席ですので定足数に達しており会議は成立しております。それでは、委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、7 番橋本委員、8 番足立恵子委員にお願いします。続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和 7 年 2 月 14 日（金）第 2 回市町村農業委員会会長・事務局長会議
及び鳥取県農業委員会会長協議会研修会
（会長・事務局長）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第 8 号「令和 7 年春季農作業労賃標準額（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 8 号「令和 7 年春季農作業労賃標準額（案）について」説明をさせていただきます。議案の 2 ページをご覧ください。昨年 9 月に農政専門部会を行いまして、その際に秋季農作業労賃とあわせて諮らせていただきました。昨年との変更点は、一般労務単価の方を最低賃金の方に合わせた秋の労賃と同じ形で一般労務を変更しています。事務局からの説明は以上です。農政専門部会長から一言お願いします。

足立晋哉 先ほど事務局から話があったように、秋季農作業労賃と同様に一般労賃
委員 を変更するという話になりました。以上です。

議長 ご意見ご質問がありましたら、宜しく申し上げます。
ないようですので採決をとります。議案第8号に賛成の方は挙手をお願い
します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり承認されました。続きま
して、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請書について」の説明をお願い
します。

事務局 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請書について」を説明させ
ていただきます。議案の3ページから14ページになります。今回6件申
請が出てきております。(番号1)は譲渡人が奈良県のAさん、譲受人が
三軒屋町のBさんです。所在は渡町、畑、297㎡、366㎡、田、77
5㎡、森岡町、田、360㎡、新屋町、田、514㎡、三軒屋町、畑、1
142㎡、合計6筆で3454㎡です。地図は5ページから9ページで
す。まず、渡町は5ページ、県道と枕川のある通りと交わった交差点です。
そこから1本東の道を少し北に入った2筆です。続きまして、6ページは
右手に神社がありまして、そこから少し北に進んだところです。続きまし
て、森岡町は7ページ、バス停から西に進んだ土地です。続きまして、新
屋町は8ページ、小売店さんの北側の通りを西に進むと深田川と交わる
通りがあるのですが、そこまでいかずに、1本手前の道を少し北に入った
ところです。最後に三軒屋町は、9ページです。バス停から南側の土地で
す。申請の説明に移ります。申請事由としては、露地野菜の栽培です。先
月も同じ譲渡人と譲受人で申請がでていたのですがその残りが今回の申
請で上がっています。譲渡人が県外で管理ができないとのことで市内に
在住の親戚に譲渡で所有権移転し管理していくとのことです。後ほど1
8条の報告に上がっておりますが、一部貸しておられる土地がありまし
て、3条申請に伴い、一度解約されますが、所有権移転後も引き続き貸さ
れるとのことです。続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の
制限に関する事項について、ご説明します。第1号の全部効率利用要件に
ついてですが、所有権移転後は耕作をされるという事で、農地を効率的に
利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規

定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、足立委晋哉委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 先月も、譲渡人がAさん、譲受人がBさんで申請が出ていましたが、その残りの申請分となります。AさんとBさんは親戚関係だとおききしています。特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号2)の説明をお願いします。

事 務 局 続いて(番号2)の説明を行います。譲渡人が山口県のCさん、譲受人が新屋町のDさんです。所在は新屋町、畑、823㎡です。10ページをご覧ください。小売店の南の通りを西に進んで2本目を北に進んだところで、住宅のすぐ裏の細長い土地になります。申請内容に移ります。申請事由が、売買により所有権移転後、白ネギを栽培するとのことです。譲受人の家が申請地の西側のすぐ近くで、管理もしやすいとのことです。続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされるという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地

所有適格法人以外の法人の規定及び第３号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第４号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は１年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。

第５号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第６号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、足立晋哉委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

足立晋哉委員 現地は、小売店の南の通りを西に進んで２本目を北に進んだところですが、所有権移転後は白ネギを栽培するとのこと。特に問題はないと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。（番号２）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、（番号２）は、原案のとおり承認されました。続きまして、（番号３）の説明をお願いします。

事務局 続いて（番号３）の説明を行います。譲渡人が兵庫県のＥさん、譲受人が竹内町のＦさんです。所在は竹内町、畑、１０３４㎡です。１１ページをご覧ください。高校の線路側の道をグラウンドのほうにすすんでいった角の土地です。申請内容に移ります。申請事由が、贈与により所有権移転後、露地野菜を栽培するとのこと。譲受人の方がこれまでも耕作されていたということで、所有権だけ移るという形になります。

続いて、農地法第３条第２項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

第１号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされ

るという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、足立晋哉委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

足立晋哉
委 員

現地は、高校の線路側の道をグラウンドのほうに進んでいった所になります。譲受人の方は、これまでも耕作されていたとのことで、所有権だけ移るという形になります。特に問題はないと思います。

議 長

議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありますか。ないようですので採決をとります。(番号3)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、(番号3)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号4)の説明をお願いします。

事 務 局

続いて(番号4)の説明を行います。譲渡人が米子市のGさん、譲受人が外江町のHさんです。所在は中野町、畑、2108㎡です。12ページをご覧ください。パン屋の踏切を渡ったところの南側で、I社の北側になります。申請内容に移ります。申請事由が、売買により所有権移転後、白ネギを栽培するとのことです。

続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされるという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、

いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、足立晋哉委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 現地は、パン屋の東側で、I社の北側になります。売買により所有権移転後白ネギを栽培するとのこと。特に問題はないと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号4)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号4)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号5)の説明をお願いします。

事 務 局 続いて(番号5)の説明を行います。譲渡人が米子市のJさん、譲受人が米子市のKさんです。所在は渡町、畑、257㎡、972㎡、978㎡、996㎡、合計4筆で3203㎡です。地図は13ページになります。申請番号1番のすぐ南の土地で米子境線を北に進んで、Y字路を左にすすんだ農地です。申請内容に移ります。申請事由が、譲渡により所有権移転後露地野菜を栽培するとのこと。現在荒廃し、木が生い茂っている状況ですが、譲受人の方が建設関係のお仕事をされているとのこと、重機等を持っておられて、畑に戻して使うとのこと。続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。
第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされ

るという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、足立晋哉委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は、米子境線を北に進んで、Y字路を左にすすんだ農地です。所有権移転後は露地野菜を栽培するとのこと。特に問題はないと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。無いようですので採決をとります。(番号5)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号5)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号6)の説明をお願いします。

事 務 局 続いて(番号6)の説明を行います。譲渡人が外江町のLさん、譲受人が外江町のMさんです。所在は外江町、畑、562㎡、914㎡、合計2筆で1476㎡です。地図は14ページになります。米子境線から東に2本目の道です。申請事由が、譲渡により所有権移転後、白ネギを栽培することです。現在、譲受人が耕作している農地を贈与で所有権移転すること、所有者だけが変わるという形です。

続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされ

るという事で、農地を効率的に利用できると思込られます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いづれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と思込られます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、足立晋哉委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は、ドラッグストアから東に2本目の道です。現在も耕作されているのですが、引き続き白ネギを栽培されるということです。特に問題はないと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありますか。無いようですので採決をとります。(番号6)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号6)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案は15ページから18ページです。今回3件の申請が出てきております。(番号1)譲渡人は、渡町のNさん、譲受人が日野郡のOさんです。土地の所在地は、渡町、161㎡です。16ページをご覧ください。中浦水門の手前側、住宅街からさらに少し南側の土地です。申請地を贈与により譲受け、駐車場敷地として使いたいとの事です。申請地北側の家を相続したのですが、譲受人が日野郡にお住まいなので、

現在空き家の状況です。ここを将来的に借家に出すつもりだが、現在駐車スペースがないため隣の敷地を駐車場として使用したいとのことで申請されました。申請地周辺の農地区分につきましては、相当数の街区を形成している区域で第2種農地に該当します。資力及び信用につきましては、贈与により譲り受け、土地は現状のまま使用することのことで、費用の発生はなく問題ないと判断されます。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺には耕作中の農地は無く、被害発生の恐れはないと考えられます。現地調査は、足立晋哉委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は、水産会社の手前の農地になります。家屋を相続したのですが、現在駐車スペースがないため隣の敷地を駐車場として使用したいとのことです。特に問題はないと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありますか。無いようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号2)の説明をお願いします。

事 務 局 (番号2)譲渡人は、渡町のPさん、譲受人が外江町のQさんです。土地の所在地は、渡町、畑、39㎡、469㎡合計2筆で、508㎡です。17ページをご覧ください。JAの東側です。申請地を売買により所有権移転し、専用住宅敷地として使用するということです。申請地北側は令和6年11月総会で転用されており、周辺は宅地に囲まれているという状況です。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅がれん担している区域で第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。
遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事

業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺には耕作中の農地は無く、被害発生のおそれはないと考えられます。

現地調査は、足立晋哉委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は、自動車販売店の信号を東に入ったところになります。周辺は宅地に囲まれていて、特に問題はないと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありますか。無いようですので採決をとります。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号3)の説明をお願いします。

事務局 (番号3)譲渡人は、米子市のRさん、千葉県Sさん、Tさんで、譲受人は東京都のUさんです。土地の所在は、渡町、畑、1398㎡、842㎡、661㎡、848㎡、894㎡、合計5筆で、4643㎡です。18ページをご覧ください。江島大橋の入り口のすぐ南側の道を進んでいただいたところで太陽光発電施設のすぐ南側です。申請理由は、申請地を売買により所有権移転し、太陽光発電施設を建築したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であり、申請地からおおむね500メートル以内に公共施設が2以上存在する区域であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺に営農地はなく、

被害発生のおそれはないと考えられます。隣接する農地の所有者から同意書が添付されております。現地調査は、足立晋哉委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は、江島大橋の入り口のすぐ南側の道を進んだところになります。このあたりは営農されている方もいないですし、手前の方も太陽光施設ができていますので仕方がないかなと思います。皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。無いようですので採決をとります。(番号3)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号3)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第11号「非農地判断について」の説明をお願いします。

事務局 議案第11号「非農地判断について」説明させていただきます。議案の19ページになります。所有者は広島県のVさんです。土地の所在は、高松町、95㎡です。地図は20ページです。JRの駅から北に進んでいただき、東に進み1本目を南に入った川沿いです。今回は国庫帰属の申し出があったとのことで、現況を国のほうが確認しに行ったところ、竹藪のような状態で、農地として利用できる状態ではありませんでした。登記簿と現況が一致していないと手続きを進めるうえで問題になるため、今回現況に合わせるため、非農地判断としてあげさせていただきました。今回非農地判断ということで、米川土地改良区のほうにこちらから通知し、決裁金を所有者に払ってもらうという形になります。現地調査は、足立晋哉委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 現地は、JRの駅から北東に進み1本目を南に入った川沿いの場所になります。事務局からも説明がありましたが、竹が茂っていて農地として利

用できる状況ではありません。非農地判断と言うことで特に問題はないと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。無いようですので採決をとります。議案第 11 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 11 号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画(案)について」の説明をお願いします。

事務局 続きまして議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画(案)について」説明いたします。ここで、次の議案の利害関係者として、梶谷委員が会議室から退出されます。

(梶谷委員が退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画(案)について」説明いたします。今回全部で 26 筆、新規が 19 件、更新が 2 件、付け替えが 5 件です。23 番が公社契約から機構契約への変更になっております。説明は以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第 12 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 12 号は、原案のとおり承認されました。

(梶谷委員が入室)

議 長 続きまして、議案第 13 号「地域計画の目標地図について」の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第 13 号「地域計画の目標地図について」説明いたします。お手元の資料をご覧ください。令和 6 年度に行いました、協議をもとに、中海干拓地区と境港地区の地域計画と現況地図を作成しました。今回作成したものをホームページに掲載する予定です。今後も年一回の協議を行っていきたいと考えております。説明は以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので、それでは採決いたします。議案第 13 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 13 号は、原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)

- 報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書
- 報告第 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 10 号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について
- 報告第 11 号 認定電気通信事業者の行う無線基地局の設置に伴う事業計画の提出について

(事務局からその他項目について説明)

・ 今後の予定

- 第 11 回常設審議委員会 (会長)

鳥取県農業会議臨時総会 (会長・事務局長) 令和 7 年 3 月 24 日 (月)

- 第 4 回境港市農業委員会総会 (第 1 会議室)

◆午後 1 時 30 分～

令和 7 年 4 月 11 日 (金)

・ 農業委員会情報 市報 4 月号「農地の転用について」

「令和 7 年春季農作業労賃標準額」

「畑の飛砂防止について」 予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしましたが、その他に皆さんの方からございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 以上をもちまして令和7年第3回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和7年3月10日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
